



労働法

Newsletter

ワルシャワ | 2017年6月

一時雇用の変更

2003年7月9日付けの労働者の一時雇用に関する法案の改正が2017年6月1日より施行されました。

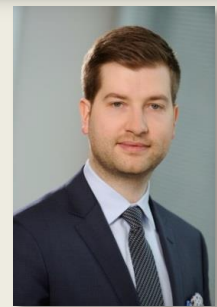
改正の全体的な目的は、派遣社員の再雇用という形式で長期雇用を行うことを禁止するという事です。慣習を禁止し、長期雇用の労働者として扱うということです。

改正法施行以前は派遣社員の雇用は労働契約のみに基づいて行われていましたが、改正法施行後は労働契約のみでなく、民法に基づく契約の締結による雇用が可能になりました。

また、労働者派遣事業を通じて有期契約に基づいて一時雇用された妊娠中の女性労働者は、同契約に基づいて派遣事業を通さずに雇用された労働者と同等に扱われるようになりました。

新規則：

- 雇用者は派遣社員を36カ月の期間中に最大18カ月雇用できる
- 雇用者は派遣社員の雇用記録の作成を義務づけられる
- 労働者派遣事業を通じて雇用された労働者も民法に基づく契約の締結が可能となる
- 派遣社員の労働契約を出産日まで延長



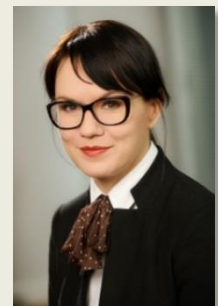
Jacek Kozikowski

弁護士 日本デスク担当
+48 660 765 914
j.kozikowski@kochanski.pl



Anna Gwiazda

法律顧問、パートナー
労働法専門主任
+48 660 765 903
a.gwiazda@kochanski.pl



Dr Joanna Ostojka-Kołodziej

弁護士、シニア法律家
+48 668 886 362
j.ostojka@kochanski.pl

雇用者の派遣社員の雇用期間は最大18カ月

法律改正の施行により、36カ月の期間において雇用者が同じ派遣社員を雇用できる期間は、労働契約と民法に基づく契約においても最大18カ月と規定されました。

これにより、派遣社員の18カ月の契約が終了した後、雇用者が派遣会社を変更しても、上記の36カ月中に18カ月の雇用が場合、同じ派遣社員を再度雇用することができなくなりました。しかしながら後継の労働者が欠如した場合は、例外的に雇用者は派遣社員に36カ月以上の労働を許可することができます。

この規則により、労働者派遣事業には新しい重要な義務が課せられました。労働者派遣事業は、派遣社員が一人の雇用者の下で行う労働（又は民法に基づく契約により行われる行為）の期間の合計を記録することが義務化されました。また労働者派遣事業は、雇用者の下で行う労働期間を証明する文書を派遣社員のために作成しなければなりません（短期労働契約法第25条a）。

また改正法の施行により、雇用者は派遣社員が行った労働についての記録書を作成しなければならないという新しい義務が課せられることになりました。記録書には、一時雇用の開始日と終了日を記さなければなりません（短期労働契約法第14条a）。

法律により規定されている期間を超えて労働者派遣事業が派遣社員を同じ雇用者に再度派遣

した場合、また雇用者が同期間を超えて有期労働者を雇用した場合、1,000ズオティから30,000ズオティの罰金が科せられます。

民法に基づく契約が可能

法律改正の施行により、派遣社員は労働契約のみでなく、民法に基づく契約の締結が可能になりました。

これにより、派遣社員の雇用に関する改正法律は、派遣社員のみならず、サービス又は請負契約の業務を有期で行う者に関しても適用されることになりました。

出産前の労働

法律改正の施行により、有期契約または試用契約は契約を出産日まで延長するという労働法177条3項は適用しないという現行の13条3項が廃止されました。

現行の法律では、派遣社員の締結した有期契約又は1か月以上の試用期間契約は、契約終了時に当人が妊娠3か月以降であれば、契約を出産日まで延長するという規則が適用されます。

このように有期契約に基づく派遣社員が妊娠した場合と、労働者派遣事業を通さずに雇用された社員の妊娠とを同等に扱われることとなります。

上記の問題に関連するテーマの詳細は [Kochański Zięba i Partnerzy](#) 法律事務所までご連絡ください。

Jacek Kozikowski
弁護士 日本デスク担当
+48 660 765 914
j.kozikowski@kochanski.pl
+48 660 765 903

Anna Gwiazda
アンナ グヴィアズダ
法律顧問、パートナー
労働法専門主任
a.gwiazda@kochanski.pl

Dr Joanna Ostojńska-Kołodziej
ヨアンナ オストイスカーコオジェイ 博士
弁護士、シニア法律家
+48 668 886 362
j.ostojnska@kochanski.pl